

○不利益処分についての不服申立てに関する規則

(平成24年1月18日公平委員会規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他の意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手續及び審査の結果とるべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(当事者)

第2条 当事者とは、審査請求人又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）及び処分者をいう。

- 2 処分について審査請求をする者を審査請求人と、異議申立てをする者を異議申立人と、処分を行った者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

(代理人)

第3条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

- 2 やまと広域環境衛生事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。
- 3 当事者は、代理人を選任し、又は解任した場合には、その者の氏名、住所及び職業を公平委員会に提出しなければならない。

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。

- 2 代理人の行った行為は、当事者が直ちに取消し、又は訂正したときは、その効力を生じない。

(準用)

第5条 不服申立て、審査の手續及び審査の結果執るべき措置並びに再審の手續、費用等については、御所市公平委員会の不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成12年御所市公平委員会規則第1号）を準用する。ただし、別記様式中「御所市公平委員会委員長」とあるのは「やまと広域環境衛生事務組合公平委員会委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年公平委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。